

第4章 患者の視点に立った良質な医療の提供体制の整備

第2節 安全・安心な医療提供体制の整備

医療機関情報の提供体制の構築，医療相談等に対する体制の充実及び医療従事者の医療安全に関する意識啓発等が図られ，県民が安心して安全な医療を受けられる社会の形成を目指します。

1 医療安全対策の推進

(1) 医療事故の防止

【現状と課題】

ア 医療安全対策の必要性

- 人の生命・健康を預かる医療現場において，医療事故対策といった医療の安全確保は，医療行政上の最重要課題の一つです。
- 安心して受けられる医療を提供するため，医療従事者をはじめ，医療関係団体，行政機関が一丸となって，医療安全対策に取り組んでいくことが求められています。

イ 事故防止対策上の課題

- 医療事故の原因は，単なる確認不足といった初歩的なミスから，従事者の習熟度の違い，医療用具の操作の複雑さ，各部門の連携不足など多岐にわたります。
- 「人は誤りを犯すものであって，事故は起こりうる」ことを前提とした対策を講じる必要があります。
- 事故予防のためには，起こった事故やヒヤリハット事例に対して原因を究明し，防止のための対策を立てていくことが重要です。

ウ 医療機関等において必要な安全管理体制

- 患者に安全な医療サービスを提供するためには，医療従事者一人ひとりの医療安全に関する意識啓発や資質の向上を図る必要があります。
- 今日の医療は，高度化・複雑化等に伴い，様々な職種の従事者の連携により提供されていることから，医療機関が一体となって組織的な安全対策を講じる必要があります。
- 医療機関等における安全管理体制の整備が，すべての病院，診療所（歯科診療所を含む），助産所，調剤を行う薬局において，管理者（院長）及び開設者の義務として位置付けられています。

【図表4-2-1】 病院への立入検査結果（令和元年度）

	安全管理の指針整備			安全管理の委員会設置等		
	検査施設	適数	遵守率	検査施設	適数	遵守率
本県計	238	236	99.2%	238	234	98.3%

	安全管理の職員研修実施			事故報告等の方策		
	検査施設	適数	遵守率	検査施設	適数	遵守率
本県計	238	224	94.1%	238	220	92.4%

[県保健医療福祉課調べ]

【施策の方向性】

ア 各医療機関等における安全管理体制整備の促進

- 医療関係機関との連携や、医療機関等に対する医療安全情報の提供により、各医療機関等における安全管理体制の整備等の組織的取組を促進します。
- 立入検査等を通じ、安全管理体制の確保状況を確認・指導するとともに、当該体制が継続的かつ効率的に機能するよう指導します。

イ 医療従事者の教育への支援

各医療従事者が、常に患者のために医療を実践する姿勢を持ち、医療安全に関する理解を一層深められるよう、医療安全に対する啓発や情報提供に努めるとともに、職員の研修会への参加を促進します。

ウ 患者相談体制の充実

本庁、地域振興局及び支庁に設置する「医療安全支援センター」（第4章第2節「3 医療安全支援センター」参照）に寄せられた相談のうち専門的な相談については、県医師会など関係機関の相談窓口との連携をより密接に行い対応します。

(2) 医療関連感染の防止

【現状と課題】

ア 医療関連感染の現状と課題

- 高齢化による易感染者の増加、医療の高度化などにより、インフルエンザや結核等の従来からの感染症に加え、多剤耐性アシネトバクター^{*1}やMRSA^{*2}など薬剤耐性病原体による医

*1 多剤耐性アシネトバクター：カルベパネム系、フルオロキノロン系、アミノグリコシド系の抗菌薬全てに体制を示すアシネトバクター菌

*2 MRSA (Methicillin-Resistant Staphylococcus Aureus)：メチシリン耐性黄色ブドウ球菌。抗生物質「メチシリン」に対する薬剤耐性を獲得した黄色ブドウ球菌の意味

療関連感染が問題となっています。

- 現在の医療においては、医療関連感染は一定頻度起こりえるものであり、発生そのものを無くすことは困難です。そのため、医療関連感染が発生した際に冷静に判断し対応することが重要です。
- 医療機関内での新型コロナウイルス感染症の発生は入院・外来患者への感染につながるとともに、その集団感染は地域医療提供体制に大きな影響を与えるものであることから、標準予防策の徹底が必要です。

イ 医療施設における対策の基本と課題

- 医療施設における医療関連感染対策は、次の項目が基本とされています。
 - ・ 医療従事者の手洗いの励行
 - ・ 施設内の清潔保持
 - ・ 医療従事者間での認識・情報の共有化
- 各医療機関においては、このような基本的対策や事故発生時の対応策等について医療関連感染防止対策委員会等を設置して検討し、感染防止マニュアルを作成し、職員に周知するなど、組織的な対応が必要となっています。
- 院内において感染症に対する監視（サーベイランス）体制を充実させることも重要です。

ウ 医療関連感染防止対策

県医師会において、毎年1回医療機関を対象とした医療関連感染防止対策に関する講演会が実施されています。

【施策の方向性】

ア 組織的な医療関連感染対策の推進

- 立入検査の機会を通じて、各医療機関において医療関連感染に対する基本的事項が守られ、医療関連感染防止対策委員会が形骸化することなく機能しているか確認・指導します。
- 医療関係団体への情報提供等を通じて、医療関連感染防止対策を更に促進します。
- 最新の科学的知見、経験に基づき、国が示している「医療機関等における院内感染対策に関する注意事項」等の普及により、対策の強化、標準化を図ります。
- 医療関連感染防止対策に関する研修体制の充実について、県医師会や鹿児島大学病院を中心とした地域ネットワーク（鹿児島感染制御ネットワーク^{*1}）など関係団体との連携を図ります。

*1 鹿児島感染制御ネットワーク：院内感染対策、介護・福祉施設の感染対策及び新興・再興感染症対策の向上を目的としている会

- 特に新型コロナウイルス感染症に関しては、医療施設における標準予防策の徹底に加え、職員に発熱等の症状が認められる場合には出勤を行わないことを徹底すること、感染拡大状況等を踏まえ、必要な場合には面会に一定の制限を設けることを要請するなど、医療施設における感染拡大防止に努めます。

イ 医療従事者の教育への支援

医療関連感染に関する医療従事者への教育を支援するため、国等の講習会開催情報を提供し、受講の促進を図ります。